

○船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案		現行																																			
<p>F編 認定物件に係る検査 3. 機関</p> <p>3.1 次表に掲げる認定物件にあっては、同表の区分により、3.2及び3.3に定める検査を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>型式</th> <th>物件の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②</td> <td rowspan="3">量産型</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>船外機</td> </tr> <tr> <td><u>小型のボイラ等</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>空気圧縮機(S編 2.19.23の物件を除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2 (略)</p> <p>3.3 表の区分②の認定物件にあっては、次の検査(略)</p> <p>3.3.1 抽出母集団 次に定める類似の機種毎に、3ヶ月単位にまとめた受検物件を抽出母集団とする。 -1. (略) -2. <u>小型のボイラ等</u>、空気圧縮機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系の制機、弾性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御装置の制御盤及び操だ装置にあっては全機種 -3. ~-5. (略)</p> <p>3.3.2 ~ 3.3.3 (略)</p> <p>3.3.4 抽出機器の検査の方法 -1. (略)</p>		区分	型式	物件の名称	①	(略)	(略)	②	量産型	(略)	船外機	<u>小型のボイラ等</u>			空気圧縮機(S編 2.19.23の物件を除く。)			(略)	<p>F編 認定物件に係る検査 3. 機関</p> <p>3.1 次表に掲げる認定物件にあっては、同表の区分により、3.2及び3.3に定める検査を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>型式</th> <th>物件の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②</td> <td rowspan="3">量産型</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>船外機</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>空気圧縮機(S編 2.19.23の物件を除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2 (略)</p> <p>3.3 表の区分②の認定物件にあっては、次の検査(略)</p> <p>3.3.1 抽出母集団 次に定める類似の機種毎に、3ヶ月単位にまとめた受検物件を抽出母集団とする。 -1. (略) -2. 空気圧縮機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系のクランチ、逆転機、弾性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤及び操だ装置にあっては全機種 -3. ~-5. (略)</p> <p>3.3.2 ~ 3.3.3 (略)</p> <p>3.3.4 抽出機器の検査の方法 -1. (略)</p>		区分	型式	物件の名称	①	(略)	(略)	②	量産型	(略)	船外機	<u>(削除)</u>			空気圧縮機(S編 2.19.23の物件を除く。)			(略)
区分	型式	物件の名称																																			
①	(略)	(略)																																			
②	量産型	(略)																																			
		船外機																																			
		<u>小型のボイラ等</u>																																			
		空気圧縮機(S編 2.19.23の物件を除く。)																																			
		(略)																																			
区分	型式	物件の名称																																			
①	(略)	(略)																																			
②	量産型	(略)																																			
		船外機																																			
		<u>(削除)</u>																																			
		空気圧縮機(S編 2.19.23の物件を除く。)																																			
		(略)																																			

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>-2. (略)</p> <p>-3. (略)</p> <p>-4. (略)</p> <p>-5. (略)</p> <p>S編 検査の特例</p> <p>第2章 検査の特例</p> <p>2.1 予備検査に合格した物件等の検査</p> <p>2.1.1 (略)</p> <p>2.1.2 <u>整備認定事業場において整備された救命いかだにつ</u></p> <p><u>いては、整備済証明書に添付されている整備記録の整備内容を</u> <u>確認し、B編2.7.2-2(整備認定事業場が実施した場合を除</u> <u>く。)、-3及び-4の検査を行うものとする。なお、整備認定</u> <u>事業場において整備後30日を経過した膨脹式救命いかだであ</u> <u>っても、その外観、保管状況等から判断して船舶検査官が差</u> <u>えないと認める場合には、検査の全部又は一部を省略す</u> <u>ることができる。</u></p> <p>-2. <u>膨脹式救命いかだに係る整備認定事業場の整備技術者のう</u> <u>ち、膨脹式の救命胴衣及び小型船舶用救命胴衣の製造者から膨</u> <u>脹式救命胴衣等整備技術者証の交付を受けた者が当該救命胴衣</u> <u>にかかるとB編2.7.10-2、C編2.6.1及びC-2編2.6-10に定めるCO₂</u> <u>ボンベの検量及び気室の膨脹試験を実施した場合であって、当</u> <u>該整備技術者が作成した試験成績書を確認し、その外観、保管</u> <u>状況等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合に</u> <u>は、CO₂ボンベの検量及び気室の膨脹試験の立会いを省略して</u></p>	<p>-2. <u>小型のボイラ等</u> <u>完成検査</u></p> <p>-3. (略)</p> <p>-4. (略)</p> <p>-5. (略)</p> <p>-6. (略)</p> <p>S編 検査の特例</p> <p>第2章 検査の特例</p> <p>2.1 予備検査に合格した物件等の検査</p> <p>2.1.1 (略)</p> <p>2.1.2 整備認定事業場において整備された膨脹式救命いかだにつ</p> <p>いては、整備済証明書に添付されている整備記録の整備内容を除</p> <p>く。)、-3及び-4の検査を行うものとする。なお、整備認定</p> <p>事業場において整備後30日を経過した膨脹式救命いかだであ</p> <p>っても、その外観、保管状況等から判断して船舶検査官が差</p> <p>し支えないと認める場合には、検査の全部又は一部を省略す</p> <p>ることができる。</p> <p><u>(新規)</u></p>

改正案	現行
<p><u>差し支えない。</u></p> <p><u>-3.</u> 小型船舶用膨脹式救命いかた及び膨脹式救命浮器(小型船舶用も含む)を膨脹式救命いかたに係る整備認定事業場で整備する場合であって、当該整備認定事業場が検査測定課長の承認を得た各社の整備要領書に従って整備する場合には、整備記録の内容から技術基準に適合していることを確認するものとし、B編2.7.2-1で規定される附属書F-1、C編2.6.2-1で規定される附属書F-6又はC-2編2.6-4で規定される附属書F-6の検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>2.1.3 (略)</p> <p>2.1.4 (略)</p> <p>2.19 認定物件に係る検査の特例(略)</p> <p>2.19.1~2.19.25 (略)</p> <p><u>2.19.26 小型のボイラ等</u></p>	<p><u>また、</u>小型船舶用膨脹式救命いかた及び膨脹式救命浮器(小型船舶用も含む)を膨脹式救命いかたに係る整備認定事業場で整備する場合であって、当該整備認定事業場が検査測定課長の承認を得た各社の整備要領書に従って整備する場合には、整備記録の内容から技術基準に適合していることを確認するものとし、B編2.7.2-1で規定される附属書F-1、C編2.6.2-1で規定される附属書F-6又はC-2編2.6-4で規定される附属書F-6の検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>2.1.3 (略)</p> <p>2.1.4 (略)</p> <p>2.19 認定物件に係る検査の特例(略)</p> <p>2.19.1~2.19.25 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>